

入院期間が180日を越える場合の費用徴収について

同じ症状による通算のご入院が180日を越えますと、患者さんからの状態によっては健康保険からの入院基本料の15%が病院に支払われません。

180日を越えた日からの入院が選定療養の対象となり、入院基本料の15%は特定療養費として患者さんの負担となります。

ただし、15歳未満の患者さんや難病、人工呼吸器を使用している状態など厚生労働省が定める状態にある患者さんは健康保険が適用されます。

当院では、入院期間が180日を越えた日より、以下の金額が患者さんの負担となります。

急性期病院一般入院基本料 A 1日につき 3, 190円（税込）

令和8年6月現在